

長久手市国民健康保険税条例施行規則の一部改正(案)について (別表 国民健康保険税減免基準表)

平成30年度の国民健康保険税条例の改正(案)に伴う保険税負担の大幅な増加を抑えるため、均等割額及び平等割額の一定割合を減免する基準を新たに設けます。

新たな減免基準の設置(予定)

(1) 減免の対象

世帯主及び被保険者の総所得金額等が200万円以下の場合

(ただし、法定軽減7・5・2割の対象者は除く)

(2) 減免の内容

均等割額及び平等割額の100分の20に相当する額

(3) 影響世帯：減免対象世帯(推計)

1, 112世帯	1, 659人
----------	---------

※平成29年12月の加入世帯で試算

(4) 今後の影響：国民健康保険税の減少額(推計)

均等割額	887万円
平等割額	555万円

※平成29年12月の加入世帯で試算

(5) 施行日

平成30年4月1日